

介護老人保健施設月形緑苑

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

感染症及び食中毒の予防、蔓延防止に関する基本的考え方

介護老人保健施設月形緑苑（以下「当施設」という）は、日頃から感染症予防に努めるとともに、当施設において感染症が発生した場合、又はまん延しないように必要な措置を講じ、利用者の安全と継続した介護サービスが提供できるよう体制を整備することを目的に、この指針を定める。

また、新型ウイルス等の感染症の状況を把握し、特定の感染症の流行期は行政、近隣施設と情報共有し感染を最小限に抑える対策を実施する。

1. 体制

(1) 感染対策委員会（リスクマネジメント委員会）、感染症予防対策委員会の設置

「感染対策委員会」定期開催は月1回とするが必要に応じて臨時開催する

当施設内の感染症及び食中毒の予防、及び発生時の速やかなまん延防止のための対策を検討、実施と講じた対策の検証をする

定期的に感染症事業継続計画の整備見直しを実施する

委員構成はリスクマネジメント委員に準ずる

施設長（医師）を施設全体の管理責任者とする

看護職員の長を感染対策担当者とする。感染対策担当者は、施設内の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、リスクマネジメント委員会に提案する。

「感染対策予防委員会」定期開催は月1回とするが必要に応じて臨時開催する

日頃の感染症予防対策の啓蒙とマニュアル整備、研修会の実施、各部署での感染対策実施状況の把握と評価を行う

委員構成

看護職員、介護職員、通所リハビリ職員、リハビリ職員

(2) 各部署の主な担当分野

1. 施設長（医師）医療管理、統括指示、利用者・職員の健康状態の把握
2. 事務部 事務及び関係機関との連携、情報収集、衛生材料備蓄管理
3. 看護課 医療、看護管理 利用者の健康状態の把握
4. 介護課 日常的なケアの現場の管理

5. 栄養課 食事・食品衛生面の管理
6. 支援相談課 家族連絡、外部連携
7. 居宅・リハビリ課・通所リハビリ課 利用者の健康状態の把握、情報収集

2. 職員研修の実施

当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

(1) 新規採用者に対する研修

新規採用時に、手洗いや感染対策の基礎に関する研修をマニュアルを使用し行う。

(2) 全職員を対象とした定期的研修と訓練

全職員を対象に、別に感染対策予防委員会が作成する教材を用いた定期的な研修と訓練を実施する。

感染症流行期を踏まえた適切な時期に年2回以上

訓練の例 ノロウイルス想定のおもむき吐物処理訓練、PPE 着脱練習

(3) 委託業者など対象とした研修

必要に応じて実施

3. 施設の感染対策

(1) 月形町感染症ネットワーク情報を掲示し情報共有と注意喚起

(2) 職員の予防策

- ①勤務中のマスク着用
- ②手洗い、手指消毒の励行
- ③出勤前の体調確認、検温
- ④体調不良時の報告、出勤見合わせ
- ⑤ワクチン接種の推奨

(3) 利用者への協力依頼

- ①利用中のマスク着用（可能な方、咳など症状のある方）
- ②手洗い、手指消毒の励行
- ③通所利用前の体調確認、検温 体調不良時の利用中止
- ④短期利用前の体調確認、検温 体調不良時の利用中止
- ⑤ワクチン接種のお願い

(4) 面会者、外来者への協力依頼

①施設内マスク着用と入苑前の検温

②体調不良時の面会や入苑制限

(5) 平常時の衛生管理はスタンダードプリコーションを基本に業務にあたる。具体的な方法は「平常時の衛生管理」を参照

4. 施設の蔓延防止対策

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため以下の対応を行う。

1. 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
2. 必要に応じて施設内の消毒、汚染された環境や汚染物の消毒を適切に行うこと。
3. 必要に応じて感染した入所者の隔離などを行うこと。
4. 感染者の重篤化を防ぐため、症状に応じた医療処置をすみやかに行うこと
5. 別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること。
6. 適切な个人防护具を使用すること。
7. 消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択すること。
8. 感染者及び感染した可能性がある利用者の体調観察を強化すること
9. 感染症により可能なものはディスパーザブルに変更すること
10. 関係者への連絡

5. 関係機関、行政への報告

市町村等の担当部局、保健所への報告

<報告が必要な場合>

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が、1週間以内に2名以上発生した場合
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合*
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

<報告する内容>

- ① 感染症又は食中毒が疑われる入所者の人数
- ② 感染症又は食中毒が疑われる症状
- ③ 上記の入所者への対応や施設における対応状況等

※月形町地域感染ネットワーク

職員、利用者の感染症罹患はすべて報告し近隣施設と情報を共有する仕組。

7. 指針の閲覧

本指針は利用者及び家族等が希望があった場合にすぐ閲覧できるようにしておくとともに、ホームページ上に公表する。

6. その他

(1) 感染対策委員会の審議内容等、施設内における感染対策に関する諸記録は5年間保管する。

(2) 入所予定者の感染症について

当施設は、一定の場合を除き、入所予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする。

(3) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

この指針は2023年4月1日から施行する